

第五条中「繰り替えて運用する」を「繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用する」に改める。

第六条中「建築等」を「整備等」に改める。

(佐賀県地域づくり基金条例の一部改正)

第四条 佐賀県地域づくり基金条例(平成二年佐賀県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「繰り替えて運用する」を「繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用する」に改める。

第六条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、財政上必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県土地開発基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(繰替運用)</p> <p>第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p>	<p>(繰替運用)</p> <p>第四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>

で基金の一部を処分することができる。

2 前項の規定による処分が行われたときは、基金の額は処分額相当額減少するものとする。

第六条 略

第五条 略

第二条(佐賀県文化振興基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(繰替運用)</p> <p>第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p>	<p>(繰替運用)</p> <p>第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>

(処分)

2 前項の規定にかかわらず、知事は、財政上必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

(処分)

第六条 略

第三条(佐賀県大規模施設整備基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 県が設置する大規模な公用又は公共用の施設(以下「大規模施設」という。)の整備等に要する経費(当該経費に充当した県債の償還費を含む。以下同じ。)の財源に充てるため、佐賀県大規模施設整備基金(以下「基金」と</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 県が設置する大規模な公用又は公共用の施設(以下「大規模施設」という。)の建築等に要する経費の財源に充てるため、佐賀県大規模施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>

いう。)を設置する。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、大規模施設の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、大規模施設の建築等に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第四条 (佐賀県地域づくり基金条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

改正前

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第六条 略

2 前項の規定にかかわらず、知事は、財政上必要があると認めるときは、基金の一部を処分することができる。

第六条 略

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第十九号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例(平成十二年佐賀県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「県立学校卒業後一年以内の者が申請する成績、卒業等に関する証明は、百二十円」を「認証宗教学人規則証明事務、宗教学人規則認証書記載事項証明事務、軍歴証明事務及び教育職員免許状授与証明事務に係る電子申請にあつては、二百円」に改め、同表第三十八号中「(高圧ガス保安法)を(電子申請にあつては、四分の三に相当する金額から千百六十円を差し引いた金額)。ただし、高圧ガス保安法」に改め、「六千円」の下に「(電子申請にあつては、五千円)を加え、同表第四十六号イの(1)中「六十一万円」の下に「(電子申請にあつては、六十万円)を加え、同号イの(2)中「三十七万円」の下に「(電子申請にあつては、三十六万円)を加え、同号イの(3)中「二十五万円」の下に「(電子申請にあつては、二十四万円)を加え、同号イの(4)中「十五万円」の下に「(電子申請にあつては、十四万円)を加え、同号イの(5)中「十二万円」の下に「(電子申請にあつては、十一万円)を加え、同号イの(6)中「九万五千円」の下に「(電子申請にあつては、九万千円)を加え、同号イの(7)中「七万五千円」の下に「(電子申請にあつては、七万二千円)を加え、同号イの(8)中「六万円」の下に「(電子申請にあつては、五万七千円)を加え、同号イの(9)中「三万三千元」の下に「(電子申請にあつては、三万円)を加え、同号口の(1)中「九万五千円」の下に「(電子申請にあつては、九万千円)を加え、同号口の(2)中「八万円」の下に「(電子申請にあつては、七万六千円)を加え、同号口の(3)中「六万四千元」の下に「(電子申請にあつては、六万円)を加え、

同号口の(4)中「四万七千円」の下に「(電子申請にあっては、四万三千円)」を加え、同号口の(5)中「三万千円」の下に「(電子申請にあっては、二万八千円)」を加え、同号口の(6)中「二万二千円」の下に「(電子申請にあっては、一万九千円)」を加え、同号口の(7)中「二万円」の下に「(電子申請にあっては、一万七千円)」を加え、同号口の(8)中「一万五千円」の下に「(電子申請にあっては、一万二千円)」を加え、同号口の(9)中「一万二千円」の下に「(電子申請にあっては、九千円)」を加え、同号口の(10)中「七千七百円」の下に「(電子申請にあっては、六千円)」を加え、同号ハの(1)中「十二万円」の下に「(電子申請にあっては、十一万円)」を加え、同号ハの(2)中「九万五千円」の下に「(電子申請にあっては、九万千円)」を加え、同号ハの(3)中「七万六千円」の下に「(電子申請にあっては、七万二千円)」を加え、同号ハの(4)中「六万円」の下に「(電子申請にあっては、五万七千円)」を加え、同号ハの(5)中「四万二千円」の下に「(電子申請にあっては、三万九千円)」を加え、同表第百三号中「一万八千円」の下に「(電子申請にあっては、一万千円)」を加え、同表第百五号中「自主検査」を「電子申請にあっては、三万三千円」。ただし、自主検査」に改め、「二万二千円」の下に「(電子申請にあっては、一万三千円)」を加え、同表第百六号中「自主検査」を「電子申請にあっては、一万七千円」。ただし、自主検査」に改め、「一万千円」の下に「(電子申請にあっては、六千八百円)」を加え、同表第百四十号中「一万四千七百円」の下に「(電子申請にあっては、一万二千円)」を加え、同表第百四十三号中「六千四百円」の下に「(電子申請にあっては、五千三百円)」を加え、同表第百六十七号中「第五条第一項」を「第四条第一項」に改め、同表第百六十八号中「第五条第二項」を「第四条第二項」に改め、同表第百七十五号中「第三条第一項」を「第四十五条第一項」に、「又は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同表第百七十六号中「第四条第一項」を「第四十六条第一項」に、「又

は医薬品の販売業」を「、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業」に改め、同号の次に次の五号を加える。

<p>百七十六の二 薬事法施行令第八十条第一項第一号の規定に基づく薬事法第十二条第一項に規定する薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品(次号、第七十七号及び第七十八号において「薬局製造販売医薬品」という。)の製造販売業の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品の製造販売業の申請する者</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料</p>	<p>五千七百円</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>百七十六の三 薬事法施行令第八十条第一項第一号の規定に基づく薬事法第十二条第二項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品の製造販売業の更新を申請する者</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料</p>	<p>四千四百円</p>	<p>更新申請のとき</p>
<p>百七十六の四 薬事法施行令第八十条第一項第一号の規定に基づく薬事法第十四条第一項又は第九項に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売業の承認又は承認事項の一部の変更の承認の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品の製造販売業の承認又は承認事項の一部の変更の承認を申請する者</p>	<p>薬局製造販売医薬品の製造販売承認又は一部変更承認申請手数料</p>	<p>一品目につき九十円</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>百七十六の五 薬事法施行令第八十条第一項第一号又は第二項第一号の規定に基づく同令第五条第一項に規定する医薬品等の製造販売業の許可</p>	<p>医薬品等の製造販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>医薬品等の製造販売業許可証書換え交付手数料</p>	<p>二千円</p>	<p>書換え交付申請のとき</p>

証の書換え交付	百七十六の六 薬事法 施行令第八十条第一 項第一号又は第二項 第一号の規定に基づ く同令第六条第一項 に規定する医薬品等 の製造販売業の許可 証の再交付	医薬品等の製造販売業 の許可証の再交付を受 けようとする者	医薬品等の製 造販売業許可 証再交付手 料	二千九百円	再交付申請のとき
---------	---	-------------------------------------	--------------------------------	-------	----------

別表第一百七十七号中「第十五条の四第一項第一号」を「第八十条第一項第二号」に、「第十二条第一項」を「第十三条第二項」に、「薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもって製造する医薬品（以下この号から第七十九号まで及び第七百八十二号において「薬局医薬品」という。）を「薬局製造販売医薬品」に、「薬局医薬品の製造業」を「薬局製造販売医薬品の製造業」に、「薬局医薬品製造業」を「薬局製造販売医薬品製造業」に改め、同表第七十八号中「第十五条の四第一項第一号」を「第八十条第一項第二号」に、「第十二条第三項」を「第十三条第三項」に、「薬局医薬品」を「薬局製造販売医薬品」に改め、同表第七十九号を次のように改める。

百七十九 削除					
---------	--	--	--	--	--

別表第一百八十号中「第十五条の四第一項第一号又は第二項第二号」を「第八十条第一項第二号又は第二項第三号」に、「第一条の四の三第一項」を「第十二条第一項」に、「第一条の七」を「第五十五条」に、「輸入販売業」を「医療機器の修理業」に改め、同表第七百八十一号中「第十五条の四第一項第一号又は第二項第二号」を「第八十条第一項第二号又は第二項第三号」に、「第一条の四の四第一項」を「第十三条第一項」に、「第一条の七」を「第五十五条」に、「輸入販売業」を「医療機器の修理業」に改め、同号の次に次の二十三号を加える。

百八十一の二 薬事法 施行令第八十条第二	医薬品の製造販売業の 許可を申請する者	医薬品製造販 売業許可申請	イ 第一種医薬品製造 販売業 十五万五千	許可申請のとき
-------------------------	------------------------	------------------	-------------------------	---------

百八十一の七 薬事法	百八十一の六 薬事法 施行令第八十条第二 項第一号の規定に基 づく薬事法第十二条 第二項に規定する医 薬品の製造販売業の 許可の更新の申請に 対する審査	医薬品の製造販売業の 許可の更新を申請する 者	医薬品製造販 売業許可更新 申請手数料	イ 第一種医薬品製造 販売業 十二万五千 九百円 ロ 第二種医薬品製造 販売業 十万四千二 百円	更新申請のとき
百八十一の五 薬事法 施行令第八十条第二 項第一号の規定に基 づく薬事法第十二条 第一項に規定する医 療機器の製造販売業 の許可の申請に對す る審査	医療機器の製造販売業 の許可を申請する者	医療機器製造 販売業許可申 請手数料	イ 第一種医療機器製 造販売業 十五万五 千三百円 ロ 第二種医療機器製 造販売業 十三万九 百円 ハ 第三種医療機器製 造販売業 九万八千 二百円	許可申請のとき	
百八十一の四 薬事法 施行令第八十条第二 項第一号の規定に基 づく薬事法第十二条 第一項に規定する化 粧品の製造販売業の 許可の申請に對する 審査	化粧品製造販売業の 許可を申請する者	化粧品製造販 売業許可申請 手数料	七万四千七百円	許可申請のとき	
百八十一の三 薬事法 施行令第八十条第二 項第一号の規定に基 づく薬事法第十二条 第一項に規定する医 薬部外品の製造販売 業の許可の申請に對 する審査	医薬部外品の製造販売 業の許可を申請する者	医薬部外品製 造販売業許可 申請手数料	イ 医薬部外品製造販 売業（ロに掲げるも のを除く） 九万八 千二百円 ロ 薬事法施行令第二 十条第二項の規定に より厚生労働大臣が 指定する医薬部外品 以外の医薬部外品の みの製造販売業 七 万四千七百円	許可申請のとき	
百八十一の二 薬事法 施行令第八十条第二	医薬品の製造販売業の 許可を申請する者	医薬品製造販 売業許可更新 申請手数料	イ 第一種医薬品製造 販売業 十二万五千 九百円 ロ 第二種医薬品製造 販売業 十万四千二 百円	更新申請のとき	

<p>施行令第八十条第二項第一号の規定に基づく薬事法第十二条第二項に規定する医薬部外品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>百八十一の八 薬事法施行令第八十条第二項第一号の規定に基づく薬事法第十二条第二項に規定する化粧品製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>百八十一の九 薬事法施行令第八十条第二項第一号の規定に基づく薬事法第十二条第二項に規定する医療機器の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>百八十一の十 薬事法施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく薬事法第十三条第一項に規定する医薬品の製造業の許可の申請に対する審査</p>
<p>業の許可の更新を申請する者</p>	<p>化粧品製造販売業の許可の更新を申請する者</p>	<p>医療機器の製造販売業の許可の更新を申請する者</p>	<p>医薬品の製造業の許可を申請する者</p>
<p>造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>化粧品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>医療機器製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>医薬品製造業許可申請手数料</p>
<p>売業（ロに掲げるものを除く。）七万九千円 ロ 薬事法施行令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品以外の医薬部外品のみの製造販売業 五万七千七百円</p>	<p>五万七千七百円</p>	<p>イ 第一種医療機器製造販売業 十二万五千九百円 ロ 第二種医療機器製造販売業 十万四千二百円 ハ 第三種医療機器製造販売業 七万九千円</p>	<p>イ 薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二十六條第一項第三号に規定する区分（第百八十一号の十四、第百八十一号の十八及び第百八十七号の二から第百八十七号の五までにおいて「医薬品製造区分（無菌）」という。）八万七千三百円 ロ 薬事法施行規則第二十六條第一項第四号に規定する区分（第百八十一号の十四、第百八十一号の十八及び第百八十七号の二から第百八十七号の二から第百八十</p>
<p>更新申請のとき</p>	<p>更新申請のとき</p>	<p>更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>（空白行）</p>			
<p>七号の五までにおいて「医薬品製造区分（一般）」という。）六万六千八百円 ハ 薬事法施行規則第二十六條第一項第五号に規定する区分（第百八十一号の十四、第百八十一号の十八及び第百八十七号の二から第百八十七号の五までにおいて「医薬品製造区分（包装等）」という。）三万九千九百円 ニ 薬事法施行規則第二十六條第二項第二号に規定する区分（第百八十一号の十四、第百八十一号の十八及び第百八十七号の二から第百八十七号の五までにおいて「体外診断用医薬品製造区分（一般）」という。）六万六千八百円 ホ 薬事法施行規則第二十六條第二項第三号に規定する区分（第百八十一号の十四、第百八十一号の十八及び第百八十七号の二から第百八十七号の五までにおいて「体外診断用医薬品製造区分（包装等）」という。）三万九千九百円</p>	<p>イ 薬事法施行規則第二十六條第三項第一号に規定する区分（第百八十一号の十五、第百八十一号の十九及び第百八十七号の二から第百八十七号の五までにおいて「医薬部外品製造区分（無菌）」という。）八万七千三百</p>	<p>百八十一の十一 薬事法施行令第八十条第二項第三号の規定に基づく薬事法第十三条第一項に規定する医薬部外品の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品の製造業の許可を申請する者</p>
<p>造業許可申請手数料</p>	<p>医薬部外品製造業許可申請手数料</p>	<p>（空白行）</p>	<p>（空白行）</p>
<p>（空白行）</p>	<p>（空白行）</p>	<p>（空白行）</p>	<p>（空白行）</p>
<p>（空白行）</p>	<p>（空白行）</p>	<p>（空白行）</p>	<p>許可申請のとき</p>

<p>百八十一の十三 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第一項に規定する 医療機器の製造業の 許可の申請に対する 審査</p>	<p>百八十一の十二 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第一項に規定する 化粧品製造業の許 可の申請に対する審 査</p>	
<p>医療機器の製造業の許 可を申請する者</p>	<p>化粧品製造業の許可 を申請する者</p>	
<p>医療機器製造 業許可申請手 数料</p>	<p>化粧品製造業 許可申請手数 料</p>	
<p>イ 薬事法施行規則第 二十六条第五項第二 号に規定する区分 (第百八十一号の十 七、第百八十一号の 二十一及び第百八十 七号の二から第百八 十七号の五までにお</p>	<p>イ 薬事法施行規則第 二十六条第四項第一 号に規定する区分 (第百八十一号の十 六及び第百八十一号 の二十において「化 粧品製造区分(一 般)」という。 四 万三千百円 ロ 薬事法施行規則第 二十六条第四項第二 号に規定する区分 (第百八十一号の十 六及び第百八十一号 の二十において「化 粧品製造区分(包装 等)」という。 三 万九千九百円</p>	<p>円 ロ 薬事法施行規則第 二十六条第三項第二 号に規定する区分 (第百八十一号の十 五、第百八十一号の 十九及び第百八十七 号の二から第百八十 七号の五までにおい て「医薬部外品製造 区分(一般)」とい う。 四万三千百円 ハ 薬事法施行規則第 二十六条第三項第三 号に規定する区分 (第百八十一号の十 五、第百八十一号の 十九及び第百八十七 号の二から第百八十 七号の五までにおい て「医薬部外品製造 区分(包装等)」とい う。 三万九千九百円</p>
<p>許可申請のとき</p>	<p>許可申請のとき</p>	
<p>百八十一の十五 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第三項に規定する 医薬部外品の製造業</p>	<p>百八十一の十四 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第三項に規定する 医薬品の製造業の許 可の更新の申請に対 する審査</p>	
<p>医薬部外品の製造業の 許可の更新を申請する 者</p>	<p>医薬品の製造業の許可 の更新を申請する者</p>	
<p>医薬部外品製 造業許可更新 申請手数料</p>	<p>医薬品製造業 許可更新申請 手数料</p>	
<p>イ 医薬部外品製造区 分(無菌) 五万六 千七百円 ロ 医薬部外品製造区 分(一般) 二万八 千二百円</p>	<p>イ 医薬品製造区分 (無菌) 五万六千 七百円 ロ 医薬品製造区分 (一般) 四万二千 四百円 ハ 医薬品製造区分 (包装等) 二万千 四百円 ニ 体外診断用医薬品 製造区分(一般) 四 万二千四百円 ホ 体外診断用医薬品 製造区分(包装等) 二万四千四百円</p>	<p>いて「医療機器製造 区分(滅菌)」とい う。 八万七千三百 円 ロ 薬事法施行規則第 二十六条第五項第三 号に規定する区分 (第百八十一号の十 七、第百八十一号の 二十一及び第百八十 七号の二から第百八 十七号の五までにお いて「医療機器製造 区分(一般)」とい う。 六万六千八百 円 ハ 薬事法施行規則第 二十六条第五項第四 号に規定する区分 (第百八十一号の十 七、第百八十一号の 二十一及び第百八十 七号の二から第百八 十七号の五までにお いて「医療機器製造 区分(包装等)」とい う。 三万九千九百円</p>
<p>更新申請のとき</p>	<p>更新申請のとき</p>	

<p>の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>百八十一の十六 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第三項に規定する 化粧品製造業の許 可の更新の申請に對 する審査</p>	<p>百八十一の十七 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第三項に規定する 医療機器の製造業の 許可の更新の申請に 對する審査</p>	<p>百八十一の十八 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第六項に規定する 医薬品の製造所に係 る許可の区分の変更 又は追加の許可の申 請に對する審査</p>	<p>百八十一の十九 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第六項に規定する 医薬部外品の製造所 に係る許可の区分の 変更又は追加の許可 の申請に對する審査</p>
<p>化粧品製造業の許可の更新を申請する者</p>	<p>化粧品製造業の許可更新申請手数料</p>	<p>医療機器製造業許可更新申請手数料</p>	<p>医薬品の製造業の許可区分の変更又は追加の許可を申請する者</p>	<p>医薬部外品の製造業の許可区分の変更又は追加の許可を申請する者</p>
<p>医薬部外品製造区分(包装等) 二万四千四百円</p>	<p>化粧品製造区分(一般) 二万八千二百円 化粧品製造区分(包装等) 二万二千四百円</p>	<p>医療機器製造区分(滅菌) 五万六千七百円 医療機器製造区分(一般) 四万二千四百円 医療機器製造区分(包装等) 二万二千四百円</p>	<p>医薬品製造区分(無菌) 七万二千四百円 医薬品製造区分(一般) 五万二千四百円 医薬品製造区分(包装等) 二万五千四百円 体外診断用医薬品製造区分(包装等) 二万五千四百円</p>	<p>医薬部外品製造区分(無菌) 七万二千四百円 医薬部外品製造区分(一般) 三万五千七百円 医薬部外品製造区分(包装等) 二万五千四百円</p>
<p>更新申請のとき</p>	<p>更新申請のとき</p>	<p>更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき</p>	<p>許可申請のとき</p>

<p>百八十一の二十 薬事 法施行令第八十条第 二項第三号の規定に 基づく薬事法第十三 条第六項に規定する 化粧品の製造所に係 る許可の区分の変更 又は追加の許可の申 請に對する審査</p>	<p>百八十一の二十一 薬 事法施行令第八十条 第二項第三号の規定 に基づく薬事法第十 三条第六項に規定す る医療機器の製造所 に係る許可の区分の 変更又は追加の許可 の申請に對する審査</p>	<p>百八十一の二十二 薬 事法施行令第八十条 第二項第三号の規定 に基づく薬事法第四 十条の二第一項に規 定する医療機器の修 理業の許可の申請に 對する審査</p>	<p>百八十一の二十三 薬 事法施行令第八十条 第二項第三号の規定 に基づく薬事法第四 十条の二第三項に規 定する医療機器の修 理業の許可の更新の 申請に對する審査</p>	<p>百八十一の二十四 薬 事法施行令第八十条 第二項第三号の規定 に基づく薬事法第四 十条の二第五項に規 定する修理区分の変 更又は追加の許可の 申請に對する審査</p>
<p>化粧品製造業の許可区分変更又は追加許可申請手数料</p>	<p>医療機器製造業許可区分変更申請手数料</p>	<p>医療機器修理業許可申請手数料</p>	<p>医療機器修理業許可更新申請手数料</p>	<p>医療機器修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料</p>
<p>化粧品製造区分(一般) 三万五千七百円 化粧品製造区分(包装等) 二万五千四百円</p>	<p>医療機器製造区分(滅菌) 七万二千四百円 医療機器製造区分(一般) 五万二千四百円 医療機器製造区分(包装等) 二万五千四百円</p>	<p>六万九千四百円</p>	<p>四万七千六百円</p>	<p>一万七千五百円</p>
<p>許可申請のとき</p>	<p>許可申請のとき</p>	<p>更新申請のとき</p>	<p>更新申請のとき</p>	<p>許可申請のとき</p>

別表第一百八十二号を次のように改める。

百八十二 削除

別表第一百八十三号中「第十五条の四第二項第一号」を「第八十条第二項第五号」に改め、「(同法第二十三条において準用する場合を含む。)」を削り、「製造又は輸入」を「製造販売」に、「六万九千三百円」を「七万六千円」に、「薬事法施行令第一条の五第一項第一号ロ」を「薬事法施行規則第四十二条第一項第二号」に、「十九万五千二百円」を「二十一万二千四百円」に、「三万四千五百円」を「三万八千七百円」に改め、同表第八十四号中「第十五条の四第二項第一号」を「第八十条第二項第五号」に改め、「(同法第二十三条において準用する場合を含む。)」を削り、「製造又は輸入」を「製造販売」に、「三万四千円」を「三万七千円」に改め、同表第八十五号を次のように改める。

百八十五 削除

別表第一百八十六号中「第十五条の四第二項第一号」を「第八十条第二項第五号」に、「第十四条第七項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)」を「第十四条第九項」に、「製造又は輸入」を「製造販売」に、「三万百円」を「三万三千八百円」に、「薬事法施行令第一条の五第一項第一号ロ」を「薬事法施行規則第四十二条第一項第二号」に、「九万三千六百円」を「十万四千五百円」に、「二万三百円」を「二万二千七百円」に改め、同表第八十七号中「第十五条の四第二項第一号」を「第八十条第二項第五号」に、「第十四条第七項(同法第二十三条において準用する場合を含む。)」を「第十四条第九項」に、「製造又は輸入」を「製造販売」に、「二万三百円」を「二万二千五百円」に改め、同号の次に次の四号を加える。

百八十七の二 薬事法施行令第八十条第二項第七号の規定に基	医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品	医薬品、医薬部外品又は医療機器製造	イ 医薬品製造区分(無菌) 四万七千二百円	調査申請のとき
------------------------------	--------------------------------	-------------------	-----------------------	---------

百八十七の三 薬事法施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく薬事法第十四条第六項の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の調査(五年ごと)に受けるものに限る。以下この号において同じ。)	づく薬事法第十四条第六項(同条第九項において準用する場合を含む。)の規定による医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の調査に係るもの(次号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)	質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	理及び品質管理方法基準に係る調査申請手数料	ロ 医薬品製造区分(一般) 三万二千五百円 ハ 医薬品製造区分(包装等) 一万五千二百円 ニ 体外診断用医薬品製造区分(一般) 三万二千五百円 ホ 体外診断用医薬品製造区分(包装等) 一万五千二百円 ヘ 医薬部外品製造区分(無菌) 四万七千二百円 ト 医薬部外品製造区分(一般) 三万二千五百円 チ 医薬部外品製造区分(包装等) 一万五千二百円 リ 医療機器製造区分(滅菌) 四万七千二百円 ヌ 医療機器製造区分(一般) 三万二千五百円 ル 医療機器製造区分(包装等) 一万五千二百円	調査申請のとき
百八十七の二 薬事法施行令第八十条第二項第七号の規定に基	医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者	医薬品、医薬部外品又は医療機器製造管理方法及び品質管理の定期調査に係る申請手数料	イ 医薬品製造区分(無菌) 十万五百円 ロ 調査品目の数が二以上である場合は、十万五百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額 ハ 医薬品製造区分(包装等) 三万六千二百円	調査申請のとき	

<p>百円(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>ナ 医薬部外品製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>ト 医薬部外品製造区分(一般) 七万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、七万六千元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p>	<p>百円(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>ハ 医薬部外品製造区分(無菌) 十万五百円(調査品目の数が二以上である場合は、十万五百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>ヘ 医薬部外品製造区分(無菌) 十万五百円(調査品目の数が二以上である場合は、十万五百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>ホ 体外診断用医薬品製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>コ 体外診断用医薬品製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p>
<p>百八十七の四 薬事法施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく薬事法第八十条第一項の規定による輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査(製造しようとするときに受けるものに限る。以下この号において同じ)</p>	
<p>輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者</p>	
<p>輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器製造管理及び品質管理方法基準に係る調査申請手数料</p>	
<p>イ 医薬品製造区分(無菌) 四万七千二百円 ロ 医薬品製造区分(一般) 三万二千五百円 ハ 医薬品製造区分(包装等) 一万五千二百円 ニ 体外診断用医薬品製造区分(一般) 三万二千五百円 ホ 体外診断用医薬品製造区分(包装等) 一万五千二百円 ヘ 医薬部外品製造区分(無菌) 四万七千二百円 ト 医薬部外品製造区分(一般) 三万二千五百円 チ 医薬部外品製造区分(包装等) 一万五千二百円</p>	<p>リ 医療機器製造区分(滅菌) 十万五百円(調査品目の数が二以上である場合は、十万五百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>ル 医療機器製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p> <p>リ 医療機器製造区分(一般) 七万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、七万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p>
<p>調査申請のとき</p>	

		<p>百八十七の五 薬事法施行令第八十条第二項第七号の規定に基づく薬事法第八十条第一項の規定による輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査(五年ごとに受けるものに限る。以下この号において同じ。)</p>	
		<p>輸出用の医薬品、医薬部外品又は医療機器の製造所における製造管理及び品質管理の方法の基準に係る調査を申請する者</p>	
		<p>輸出用医薬品、医薬部外品又は医療機器製造管理及び品質管理方法基準に係る定期調査申請手数料</p>	
<p>イ 医薬品製造区分(無菌) 十万五百円(調査品目の数が二以上である場合は、十万五百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) ロ 医薬品製造区分(一般) 七万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、七万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) ハ 医薬品製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) ニ 体外診断用医薬品製造区分(一般) 七万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、七万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) ホ 体外診断用医薬品製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p>	<p>リ 医療機器製造区分(滅菌) 四万七千二百円 ヌ 医療機器製造区分(一般) 三万二千五百円</p>	<p>調査申請のとき</p>	
<p>ル 医療機器製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p>	<p>ヘ 医薬部外品製造区分(無菌) 十万五百円(調査品目の数が二以上である場合は、十万五百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) ト 医薬部外品製造区分(一般) 七万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、七万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) チ 医薬部外品製造区分(包装等) 三万六百元(調査品目の数が二以上である場合は、三万六百元と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) リ 医療機器製造区分(滅菌) 四万七千二百円(調査品目の数が二以上である場合は、四万七千二百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額) ヌ 医療機器製造区分(一般) 三万二千五百円(調査品目の数が二以上である場合は、三万二千五百円と調査品目の数から一を減じた数に千円を乗じて得た額との合計額)</p>		

減じた数に五百円を乗じて得た額との合計額)

別表第一第百八十八号から第二百七号までを次のように改める。

百八十八から二百七まで削除

別表第一第二百七十五号中「八千円」の下に「(電子申請にあつては、七千八百円)」を加え、同表第二百七十六号中「五万二千円」を「五万三千円」に改め、同表第二百八十一号中「三万七千円」を「三万七千七百円」に改め、同表第三百四十六号中「二千四百円」の下に「(電子申請にあつては、千六百円)」を加え、同表第三百四十九号中「四百四十円」の下に「(電子申請にあつては、三百五十円)」を加え、同表第三百五十号から第三百五十七号までを次のように改める。

三百五十から三百五十七まで削除

別表第一第三百七十八号イ中「九千二百円」を「一万三千九十円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「四万八千六百二十円」を「六万五千百十円」に改め、同号中ハをロとし、ニを削り、同表第三百七十九号中「七千三百三十円」を「八千六百円」に改め、同表第三百八十号の手数料の欄を次のように改める。

八千五百七十円以内で規則で定める額

別表第一第三百八十一号中「四千二百十円」を「五千百八十円」に改め、同表第三百八十二号イ中「三千二百七十円」を「四千百三十円」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「八万六千八百八十円」を「八万六千九百四十円」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「三万六千七十円」を「三万六千九百円」に改

め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「五万八千四百六十円」を「二万三千三十円」に改め、同号ホを同号ニとし、同表第三百八十三号中「千六百十円」を「千六百七十円」に改め、同表第三百八十四号中「五通行経路まで」を「一申請経路」に、「千五百円」を「二百円」に改め、同表第三百九十六号中「二万八千円」の下に「(電子申請にあつては、一万六千円)」を加え、同表第三百九十八号中「一万五千円」の下に「(電子申請にあつては、一万三千円)」を加え、「一万円」の下に「(電子申請にあつては、八千七百円)」を加え、同表第四百五十号を次のように改める。

四百五十 道路交通法(昭和三十五年法律第五十号)第五十一条の八第一項の規定に基づく放置車両の確認等の事務を行う法人の登録の申請に対する審査	放置車両確認事務法人の登録を受けようとする者	放置車両確認事務法人登録手数料	二万三千円	登録申請のとき
---	------------------------	-----------------	-------	---------

別表第一第四百五十号の次に次の六号を加える。

四百五十の二 道路交通法第五十一条の八第六項の規定に基づく放置車両の確認等の事務を行う法人の登録の更新の申請に対する審査	放置車両確認事務法人の登録の更新を受けようとする者	放置車両確認事務法人登録更新手数料	二万三千円	更新申請のとき
四百五十の三 道路交通法第五十一条の十三第一項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査	駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者	駐車監視員資格者証交付手数料	九千九百円	交付申請のとき
四百五十の四 道路交通法第五十一条の十三第一項第一号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する	放置車両の確認等に関する技能及び知識に関する講習を受けようとする者	放置車両の確認等に関する講習手数料	一万九千円	受講申込みのとき

て行う講習	四百五十の五 道路交 通法第五十一条の十 三第一項第一号口の 規定に基づく放置車 両確認等講習の修了 者と同年以上の技能 及び知識を有する者 の認定の申請に対す る審査	放置車両確認等講習の 修了者と同年以上の技 能及び知識を有する者 の認定を受けようとし る者	駐車監視員資 格者認定手 数料	四千五百円	認定申請のとき
四百五十の六 道路交 通法第五十一条の十 三第一項の規定に基 づく駐車監視員資格 者証の書換え交付	駐車監視員資格者証の 書換え交付を受けよう とする者	駐車監視員資 格者証書換え 交付手数料	二千五百円	書換え交付申請 のとき	
四百五十の七 道路交 通法第五十一条の十 三第一項の規定に基 づく駐車監視員資格 者証の再交付	駐車監視員資格者証の 再交付を受けようとし る者	駐車監視員資 格者証再交付 手数料	二千円	再交付申請の とき	

別表第一第四百五十八号中「千七百五十円」を「千六百五十円」に改め、同表第四百六十号中「三千三百五十円」を「三千二百円」に改め、同表第四百七十一号中「二千二百五十円」を「二千二百円」に改め、同表第四百七十一号の二
 中「二千二百五十円」を「二千二百円」に改め、同表備考に次のように加える。
 三 この表において「電子申請」とは、電子情報処理組織を使用して申請
 等を行う場合をいう。

別表第二第七号及び第八号を次のように改める。

七 別表第一第九十六号に掲げる手数料	児童福祉法第十八条の九第一項に規定する指定試験機 関
八 別表第一第三百十一号に掲げる手数料	調理師法第三条の二第二項に規定する指定試験機 関

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第一第三百五十号から第三百五十七号までの改正規定は平成十七年四月二日から施行する。

(業事法に基づく事前申請等に係る手数料の徴収)

2 平成十七年四月一日前に業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十五年政令第五百三十五号)附則第九条の規定により業事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)による改正後の業事法(昭和三十五年法律第四百四十五号)第十二条第一項若しくは第十三条第一項の許可若しくは第十四条第一項の承認に係る審査又は第十四条第六項若しくは第八十条第一項の調査の申請が行われたときは、この条例による改正後の佐賀県手数料条例別表第一第四百七十六号の二、第四百七十六号の四、第四百七十七号、第四百八十一号の二から第四百八十一号の五まで、第四百八十一号の十から第四百八十一号の十三まで、第四百八十三号、第四百八十四号及び第四百八十七号の二から第四百八十七号の五までの規定の例による。

参考資料

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後

別表第一(第二条関係)

事 務	納付義務者	手 数 料	納付時
一 依頼を受ける者	証明を受けようとする者	名称 証明手数料 三百五十円 (認宗宗教 法人規則証 明事務、宗 教法人規則 認証書記載 事項証明事 務、軍歴証 明)	証明申請のとき

改 正 前

別表第一(第二条関係)

事 務	納付義務者	手 数 料	納付時
一 依頼を受ける者	証明を受けようとする者	名称 証明手数料 三百五十円 (県立学校 卒業後一年 以内の者が 申請する成 績、卒業等 に関する証 明は、百二	証明申請のとき

